

令和4年11月

事業主様
(給与事務ご担当者様)

津山市税務部課税課

令和5年度 給与支払報告書の提出について

平素から津山市の税務行政につきまして格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、事業主が従業員・雇人(家族等の事業専従者を含む)に対して給与・賃金・賞与等を支払った場合には、原則として退職者を含むその全ての方について、支払額及びその他必要事項を記入した給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)を市町村に提出していただくことが地方税法により義務付けられています。下記の提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

また、前々年に税務署に提出した源泉徴収票が100枚以上の場合、eLTAXや光ディスク(CD、DVDなど)による提出が義務化されました。

◎提出していただくもの ※必ず令和5年度用の様式をご利用ください。

(1) 総括表…同封の総括表をご使用ください。

(別様式を使用する場合も同封の総括表は添付してください。)

※eLTAXによるご提出の場合、翌年度以降は原則、総括表を送付いたしません。

(2) 個人別明細書…1人につき1枚作成・提出してください。

※令和5年1月以降、給与支払報告書の提出枚数が1人につき1枚になります。

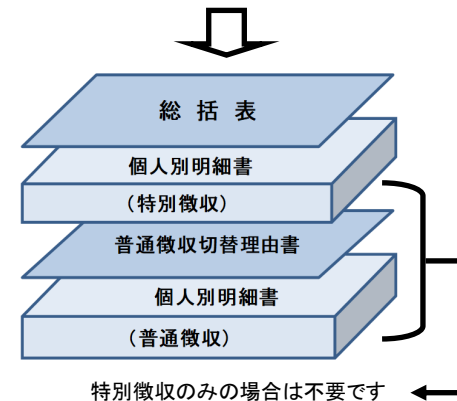
(3) 普通徴収切替理由書…普通徴収の該当者がいる場合は提出が必要です。

◎提出先 令和5年1月1日現在(または令和4年中の退職時)、受給者の住所
地である市町村
(※住所地とは住民票の有無を問わず、実際居住しているところを言います)

◎提出期限 令和5年1月31日(火)
≪1月13日(金)までの提出にご協力ください≫

◎提出する際の綴り方

提出する際は、次のとおり仕付けてください。



※個人別明細書の提出枚数は、1人につき1枚です。令和4年度以前とは変更となります。ご注意ください。

給与支払報告書（総括表）作成の注意点

※eLTAX(地方税電子申告システム)で提出される場合は、同封の総括表の提出は不要です。

5 給与支払報告書(総括表)

津山市長あて

令和 年 月 日提出

給与の支払期間 令和 4年 1月分から令和 4年 12月分まで

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

フリガナ サンカクマルショウジ

給与支払者の名称 △〇商事株式会社

△〇商事株式会社

〒708-8501 津山市山北520

代表取締役 岡山 春夫

連絡者の氏名、所属課、係名、氏名 岡山 夏子、電話 0868(32)2015 内線 2113 番

税と税理士等の氏名及び電話番号 (電話)

※前職分を含んで年末調整していますか？ はい いいえ

連絡事項 訂正分

※「はい」に○をした場合は、該当する個人明細書の摘要欄に前職分を必ずご記入ください。

指定番号 12345678

提出区分 年間分 退職者分

事業種目

受給者総人員 15

特別徴収 (在職中で市県民税を給与から天引きする人数) 5

普通徴収 (普通徴収切替理由書に記載した普通徴収) 4

計 9

納付書の送付 必要 不要

※市事務処理欄

給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)をご記入ください

令和5年6月以降の
特別徴収と普通徴収の人数をご記入ください

特別徴収・・・住民税を給料から天引きする人数

普通徴収・・・住民税を給料から天引きできない人数

※退職者は原則普通徴収となります。再雇用等により特別徴収とする場合は摘要欄にご記入ください(再雇用のため令和5年度特別徴収希望等)

※普通徴収への切替えには所定の手続きが必要です。4ページの普通徴収へ切替えの手続きを必ずお読みください。

特別徴収人数と普通徴収人数の合計と一致することを確認してください

電子納付等により納付書の送付が不要な場合は「不要」にマルをしてください

内容について問い合わせさせていただく場合がありますので、電話番号等を必ず記入してください

給与支払者の名称・所在地について、印字してある内容に訂正・変更がある場合は赤字で記入してください

市への連絡事項がありましたら記入してください
訂正分／追加分／津山市に該当者なし／廃業(令和4年〇月〇日)等

《お問い合わせ先(提出先)》

〒708-8501 岡山県津山市山北520 津山市役所税務部課税課市民税係(本庁舎2階3番窓口) 電話 0868-32-2015(直通)

給与支払報告書（個人別明細書）作成の注意点

※書き方の詳細については「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」（国税庁発行）をご参照ください。

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記入が必要です

記入が必要な箇所

①給与受給者の個人番号

②控除対象配偶者・扶養親族・

16歳未満の扶養親族の個人番号

③給与支払者の法人番号

（個人事業主の場合は個人番号）

前職分を含める場合は摘要欄にご記入ください

前職分を含めて年末調整する場合は

1. 前職事業所の名称・所在地
2. 前職分の給与支払額・社会保険料額
3. 前職分の源泉徴収税額
4. 前職の退職年月日

を摘要欄にご記入ください

【給与支払報告書（様式例・A5サイズ）】

住宅借入金等特別控除の内訳を正しくご記入ください

- ・住宅借入金等特別控除の額
 - ・住宅借入金等特別控除可能額
 - ・居住開始年月日
 - ・住宅借入金等特別控除区分（住／認／増／震）
- の記入漏れにご注意ください

◎住宅借入金等特別控除区分が・・・

特定取得に該当する場合は「（特）」を記入してください

特別特定取得に該当する場合は「（特特）」を記入してください

特例特別特例取得に該当する場合は「（特特特）」を記入してください

例・・・住（特）／住（特特）／住（特特特）

※記載内容に不足や誤りがあると住民税の控除が適用できない可能性があります

生年月日の記入をお忘れなく！

普通徴収へ切替えの手続き

※普通徴収切替理由書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は特別徴収（給料から天引き）となる可能性があります

—提出方法が紙媒体の場合—

1. 総括表に普通徴収人数を記入してください
2. 普通徴収切替理由書を記入してください

1. 総括表に普通徴収人数を記入してください
2. 普通徴収切替理由書を記入してください

1. 総括表に普通徴収人数を記入してください

※普通徴収には切替え
の理由が必要です

- A : 2 名以下
B : 他特徴
C : 少額
D : 不定期
E : 専従者
F : 退職者
G : 1 年未満

一提出方法が電子媒体(eLTAX又は光ディスク等)の場合一	税額通知の受取方法について
--------------------------------------	----------------------

個人別明細書の「普通徴収」の項目に（光ディスク等の場合は「1」を）必ず入力した上で、摘要欄に普通徴収に該当する理由を記入してください。

支払者	法人番号		
	住所(居所)又は所在地	津山市山北520	
受取方法の希望に沿って5月中旬頃に通知いたしますので、選択時には注意をお願いします。	氏名又は名称	△〇商事株式会社	
		(電話) 0868-32-2015	
被災後の会社で年末調整を実施する場合	住所(居所)又は所在地	☐ 国外住居表示	被災者(支払者の)とを 通知する年月日
	氏名又は名称		年 月 日
普通徴収	給与等の金額	徴収した額	控除した社会保険料の額
	円	円	円
免除	災害者に係る徴収額とする金額		
	円		

※受取方法の希望に沿って5月中旬頃に通知いたしますので、選択時には注意をお願いします。

電子データの留意点

- ・給与支払報告書の提出期限を過ぎて提出された場合、電子データについては希望に沿えない場合があります。
- ・6月以降に送付する税額通知・変更通知については、全て書面による送付となりますので予めご了承ください。
- ・従業員の方にお渡しいただく特別徴収税額通知(納税義務者用)は書面にて送付します。
- ・電子データ(正本又は副本)には個人番号が含まれますので、取扱いには十分ご注意ください。

＜参考＞PCdesk（eL TAX対応無料ソフトウェア）を使用した場合は個人別
明細書の入力画面

税額通知の受取方法について

eLTAXで給与支払報告書を提出される方は、特別徴収税額通知の受取方法選択画面でご希望の受取方法をご登録ください。

- ①電子データ(正本) ②書面(正本) ③書面(正本)+電子データ(副本)

※受取方法の希望に沿って5月中旬頃に通知いたしますので、選択時には注意をお願いします。

電子データの留意点

- ・給与支払報告書の提出期限を過ぎて提出された場合、電子データについては希望に沿えない場合があります。
- ・6月以降に送付する税額通知・変更通知については、全て書面による送付となりますので予めご了承ください。
- ・従業員の方にお渡しいただく特別徴収税額通知(納税義務者用)は書面にて送付します。
- ・電子データ(正本又は副本)には個人番号が含まれますので、取扱いには十分ご注意ください。

◎提出期限内に給与支払報告書を提出した後、選択した受取方法を変更されたい場合は、令和5年3月末までに税務部課税課市民税係までお問い合わせください。